

- 16 君は細美の絹帛を税として納めることを、ねんごろに（誠心誠意、手厚く）求めた。
- 17 値が通常の倍する上質の黄金や皮衣
- 18 鷹や馬、これらは共に取引の対象となる。
- 19 これらの交易は、どこでやるかといえは
- 20 多くは、（蝦夷の住む）辺境の地である。
- 21 この辺境の異民族は、東国の最も荒々しい風俗を有し
- 22 蝦夷の性格は、皆まるで狼子のように凶暴で、いつまでも野心を忘れず、人に馴れ親しむことをしないのだ。
- 23 （商う品物には）常識では考えられない程の値段を吹きかける。
- 24 破れ着古した服でさえ、高貴な人が身につける朱衣や紫衣のような、とてつもない高値をつけるのだ。
- 25 ほんの少しでも公正な取り引きに反すれば（双方が合意に達しなければ）
- 26 だしぬけに秩序をみだして反乱を企てる。
- 27 ずっと昔から夷狄（いてき）の民は、気短くすぐに不満を表すと云う。
- 28 取引もなかなかもって規則に合わず、法を守ってくれない。
- 29 期せずしてなにも起こらないときは、
- 30 二倍の儲けが意のままだ。
- 31 受領は、東国の特産物をすべてとりまとめて京都におもむくのである。
- 32 前もって付け届けをしたせいで上役の顔も（自然に）ゆるむ。
- 33 金で地位を買った役人は